

## 労働法制の見直しに関する意見書（案）

現在、政府は、労働法制に関する見直しを行おうとしている。

労働者派遣法における見直しでは、現行法が原則1年間、最長3年間としている同一の業務における派遣受入期間の制限を事実上廃止しようとしている。これは、派遣労働の恒常化と正規雇用の代替を認めるものであり、低賃金のまま生涯派遣で働くなど、雇用の不安定化が起こることは避けられない。

また、労働時間制度における見直しでは、労働時間に関係なく成果で給与を支払う残業代ゼロの制度の創設を行おうとしている。政府は、対象となる労働者を、少なくとも年収1,000万円以上、職務の範囲が明確で高い職能を持つ労働者としているが、この制度の導入は、世界が確立してきた1日8時間の労働制を崩すこととなり、その本質は変わらない。制度の対象も曖昧で、際限なく広がるおそれがある。加えて、裁量労働制についても、更に規制の緩和を進めようとしている。

政府が進めようとしているこれらの労働法制の見直しは、不安定な雇用、長時間労働による過労死を増加させかねず、国際社会が掲げる「働きがいのある人間らしい仕事(ディーセント・ワーク)」、「質の高い雇用を通じた成長」の流れに反している。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、労働者派遣法の改正、残業代ゼロの制度の導入といった労働法制の見直しを行わないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月 日

東京都議会議長 吉野利明

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣

宛て